

## 申告相談受付日一覧

相談時間 9:00～12:00、13:00～16:00

●印は、市役所申告相談日です。

税務署の記載がある相談日は税理士等による「地区相談」の日です



圏税務課 ☎ 43-5022

2月	三原会場 三原市民センター	緑会場 緑公民館 2階	西淡会場 西淡第2庁舎 集会室	南淡会場 南淡庁舎 3階
17日(月)	●			●
18日(火)	●		●	
19日(水)	●			
20日(木)	●	●		
21日(金)	●			●
22日(土)				
23日(日)				
24日(月)	●		●	
25日(火)	● 税務署	●		
26日(水)	● 税務署			灘連絡所
27日(木)	●			●
28日(金)	●		●	

税務署の「地区相談」の相談時間は、9:30～12:00、13:00～16:00です。地区相談では「相続税、贈与税、土地・建物・株式等の譲渡所得等」の相談は行っていません。

上表の3月9日(日)・16日(日)の申告相談は、洲本税務署が閉庁のため、質問にお答えできない場合があります。また、総合窓口センターでの毎週木曜日の窓口時間延長での相談受付はしていませんのでご了承ください。

※灘連絡所と沼島出張所の相談時間は10:00～12:00、13:00～15:00です。

### 7ご自身でも申告書を作成できます

#### 国税庁ホームページの

確定申告書等作成コーナーで簡単に申告書が作成できます。

国税庁  検索  http://www.nta.go.jp

画面の案内にしたがって金額等を入力すれば自動計算され、出来上がった申告書を印刷(モノクロ可)し必要書類を添付して提出、または洲本税務署へ郵送することができます。

また、インターネットで送信することができます。国税電子申告・納税システム e-Tax(http://www.e-tax.nta.go.jp)では申告相談会場や税務署へ行かなくても自宅のパソコンから各種申請や届出、確定申告や納税が可能です。ぜひご利用ください。



3月	三原会場 三原市民センター	緑会場 緑公民館 2階	西淡会場 西淡第2庁舎 集会室	南淡会場 南淡庁舎 3階
1日(土)				
2日(日)				
3日(月)	●	●		
4日(火)	●			沼島出張所
5日(水)	●			●
6日(木)	●		●	
7日(金)	●			
8日(土)				
9日(日)	●			
10日(月)	●			
11日(火)	●			●
12日(水)	●		●	
13日(木)	●	●		
14日(金)	●			
15日(土)				
16日(日)	●			
17日(月)	●			

### 5 申告書が完成している人

申告書が完成していて提出のみの人は、申告相談会場ですべて職員に直接手渡ししてください。

ただし、内容の確認等を必要とされる場合は受付をして順番が来るまでお待ちください。

また、郵送でも受付します。送付先は洲本税務署(〒656-8656 洲本市山手 1-1-15)まで。

### 6 市役所会場で確定申告の受付、相談ができないもの

- ①土地建物などを売却した場合の譲渡所得
- ②株式
- ③配当(申告分離課税選択)
- ④先物取引
- ⑤消費税
- ⑥青色(確定)申告
- ⑦贈与税等は、市役所の相談会場では受付できません。洲本税務署の確定申告会場(淡路文化史料館)までお願いします。

## 税の申告準備は進んでいますか？

# 確定申告 2月17日(月)～3月17日(月)

図所得税について⇒洲本税務署 ☎ 24-1212  
図市・県民税について⇒税務課 ☎ 43-5022

所得税と市・県民税の申告が始まります。申告が必要な人は必ず申告をしてください。

毎年、申告受付会場は大変混雑しています。営業・農業等の収支内訳書や医療費控除の領収書

等はあらかじめ分類し集計してからお越しください。皆様のご協力をお願いします。

なお、平成25年分から「復興特別所得税」が創設され、所得税と併せて申告・納付することになります。



### 1 所得税の確定申告が必要な人

サラリーマンの所得税は、年末調整で精算されていますが、次のような人は申告が必要です

- ①事業・農業・不動産所得がある  
※売上げ等の収入と必要経費をまとめた収支内訳書の添付が必要ですので、必ず事前に作成してから申告会場にお越しください
- ②保険の満期や不動産等の売却収入等がある
- ③給与の年収が2,000万円を超える
- ④給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える
- ⑤2か所以上から給与を受けている
- ⑥年末調整後に扶養等控除額に変更があった

公的年金等を受給している人のうち、収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円以下の人は確定申告書の提出は不要です。ただし、所得税および復興特別所得税の還付を受ける場合は、確定申告書の提出が必要です。

### 2 申告で所得税が還付される人

確定申告の必要のないサラリーマンや年金所得者でも下記の場合には確定申告をすれば所得税の還付を受けられる場合があります。

※あらかじめ給与や公的年金等から所得税が源泉徴収されていない人には、還付金はありません

- ①災害や盗難にあった
- ②多額の医療費を支払った
- ③国や地方公共団体等に寄附をした
- ④住宅ローンの融資を受けてマイホームを取得した、または増改築した
- ⑤年末調整し忘れた控除額がある、年の途中で退職して年末調整していない控除額があるなど

**所得税の申告書が必要な人**

昨年、確定申告書を用紙で提出した人には、税務署から申告書が送付されます(一部申告の内容により、税務署から案内のハガキのみが送付される場合があります)。また、昨年e-Taxで申告された人もハガキのみが送付されます。申告書の用紙が必要な人は国税庁ホームページからダウンロードして、ご自宅のプリンタから印刷できます。また、各申告会場、総合窓口センターでもお渡しできます。市役所から郵送は行いません。なお、昨年より確定申告書の様式が変更されていますので、新様式で申告書の作成をお願いします。

### 3 市・県民税の申告が必要な人

1月1日現在、市内に住所のある人が対象で、所得がない人でも申告が必要です。ただし、次の条件に当てはまる人は申告の必要はありません。

- ①所得税の確定申告を済ませている
- ②25年中の所得が1か所からの給与または公的年金のみ(遺族年金・障害者年金以外)  
※障害者控除、医療費控除、雑損控除等を受けようとする場合は申告が必要です
- ③市内在住である親族の税法上の扶養になっている人

### 4 確定申告に必要なもの

- 申告書、印鑑(認印)
  - 集計した収支内訳書(事業・農業・不動産所得がある人)
  - 源泉徴収票(給与・年金をもらっている人)
  - 集計した医療費の明細書、支払った医療費の領収書原本(医療費控除を受ける人)
  - 支払保険料の証明書(生命保険・地震保険料控除を受ける人)
  - 登記簿謄本、住民票の写し、売買・請負契約書のコピー、住宅ローンの年末残高等証明書等(住宅借入金等特別控除を受ける人)
  - 障害者手帳等(障害者控除を受ける人)
  - 被害を受けた住宅や自動車の取得年月、住宅の床面積などがわかるもの、災害関連支出の領収書、保険金等を受けた場合の金額がわかる書類、り災証明書のコピー(雑損控除を受ける人)
  - 国民年金や国民年金基金の保険料支払証明書(国民年金、国民年金基金の保険料を支払った人)
- ※紛失した人や届いていない人は再発行を受けてください。
- 圏控除証明書専用ダイヤル ☎ 0570-070-117  
明石年金事務所 ☎ 078-912-4983
- 申告者名義の口座番号がわかるもの(還付される場合)